

高知県アニメ制作企業立地促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県アニメ制作企業立地促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アニメ制作企業 主たる事業として別表第1に掲げるアニメーションの制作に関する業務を行う会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社（以下「会社」という。）
- (2) 県認定シェアオフィス 高知県シェアオフィス認定制度取扱要領に基づき県が認定したシェアオフィスをいう。
- (3) 正規職員 期間を定めないで雇用される労働者（ア及びイに掲げる者を含む。）
ア 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者で週所定労働時間が20時間以上の者（以下「短時間労働者」という。）
イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者等の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。次号において「派遣法」という。）第30条の2第1項に規定する無期雇用派遣労働者（以下「無期雇用派遣労働者」という。）
- (4) 非正規職員 期間を定めて雇用される労働者（ア及びイに掲げる者を含む。）
ア 短時間労働者
イ 派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者（以下「有期雇用派遣労働者」という。）
- (5) 県内新規雇用 アニメ制作企業が県内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号に規定する住所をいう。）を有している者（県外から県内への住民票の移動を伴う者を含む。）を新たに雇用し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条に規定する被保険者として同法第9条の確認を受け、県内で雇用される労働者数の増加につながることを。
- (6) 事業所 本店、支店及びその他の営業所
- (7) 償却資産 貸借対照表に固定資産として計上されるもののうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号に規定する建物及びその附属設備、同条第2号に規定する構築物、同条第3号に規定する機械及び装置、同条第6号に規定する車両及び運搬具並びに同条第7号に規定する工具、器具及び備品
- (8) 中山間地域 次のいずれかに該当する地域をいう。
ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

- イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域
- ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
- エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる地域を含む。）

（補助目的）

第3条 この補助金は、アニメ制作企業の立地経費に対する補助等を実施することにより、本県にアニメ産業の集積を目指す「高知県アニメプロジェクト」を推進し、日本のアニメ産業の振興と県内の雇用創出や地域産業活性化を図ることを目的とする。

（補助事業）

第4条 補助金の補助対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、当該各号に掲げるとおりとする。

（1） 本格立地支援型 第7条の規定に基づき知事が指定するアニメ制作企業（以下「指定企業」という。）が、次の方法で県内に新たに事業所を設ける立地事業及び県内に設置した事業所が次の方法で実施する補助期間内における雇用の拡大を伴う増設又は移転事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

ア 県外の本店の県内への所在地の変更

イ 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置

ウ 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設

エ 県外に本店がある会社等による県内での新規の会社の設立

オ 県内に本店がある会社等による県内での事業所の増設、拡大移転及び新規の会社の設立

カ 県内の中山間地域外に所在する本店の県内中山間地域への所在地の変更

キ 県内の中山間地域外に本店がある会社の新規の支店の県内中山間地域への設置

ク 県内の中山間地域外に本店がある会社の新規の営業所の県内中山間地域での開設

ケ 県内の中山間地域外に本店がある会社等による新規会社の県内中山間地域での設立

コ イからエまでのいずれかに該当することにより補助金の交付を受けた会社等の県内中山間地域への支店の設立又は営業所の開設

サ 次号に該当することにより補助金の交付を受けて県内に本店、支店又は営業所を開設した会社等による、アからケまでのいずれかに該当する県内での新たな事業所の設立、増設、拡大移転及び新規の会社の設立

- (2) お試し立地支援型 県外に本店の所在する会社等が、県内で雇用拡大を伴った本格立地を目指すにあたり、試行的に県認定シェアオフィスを利用して新規に本店、支店又は営業所を開設するために要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者の要件)

第5条 補助事業者は、別表第2に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費は、知事が必要があり、かつ、適当であると認めるものとし、補助対象経費、補助率又は金額、限度額等は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、補助金として算出された金額に、1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てて交付するものとする。

- 2 補助金は、複数年度にわたり連続して同一の指定企業が実施する同一事業に補助することができるものとし、予算の範囲内で交付する。ただし、県の他の補助金（直接補助金又は間接補助金を問わず補助対象経費が同じものをいう。）の交付を受ける場合は、原則として対象としない。

(企業の指定)

第7条 第4条第1号に該当する補助事業の実施に当たり、知事の指定を受けようとするアニメ制作企業は、原則として、補助事業の着手予定日（建物の取得又は賃借、通信回線の使用、アニメ制作に係る事業の用に供する償却資産の取得又は賃借、事業所の改修に伴う償却資産の取得、人材の募集広告、アニメ制作に係る技術の習得のための人材研修等の契約を締結しようとする日のいずれか早い日をいう。次条において同じ。）の30日前までに、別記第1号様式による企業指定申請書を知事に提出するものとする。ただし、知事がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

- 2 知事は、企業指定申請書を受理した場合は、別に定める高知県アニメ制作企業立地促進事業費補助金審査要領に基づく審査を実施し、適当であると認めたときは申請したアニメ制作企業に対して指定した旨を通知するものとする。

- 3 指定企業が、第1項に規定する企業指定申請書に記載した事項を変更しようとするときは、事前に別記第2号様式による企業指定事項変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

- 4 指定企業は、当該指定を受けた日から知事の補助金交付決定を受けるまでの間、合併、会社分割その他の事由により当該指定企業の地位を他の者に承継させた場合は、その事実を別記第3号様式による指定企業の地位承継に関する届出書を用いて知事

に届け出なければならない。

- 5 知事は、指定企業が虚偽その他の不正な手段により指定を受けたと判断したとき又は指定の要件を欠いたと判断したときは、その指定を取り消すことができるものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、原則として、補助事業の着手予定日までに、別記第4号様式又は別記第5号様式による高知県アニメ制作企業立地促進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、次条第3項各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定及び通知)

第10条 知事は、第4条第1号に該当する補助事業について、第8条第1項の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、第4条第2号に該当する補助事業について、第8条第1項の規定により交付申請書の提出があった場合は、別に定める高知県アニメ制作企業立地促進事業費補助金審査要領に基づく審査を実施し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 3 前2項について、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を行わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項にお

いて「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき。

- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助対象経費の変更)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受けた後において、補助事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、直ちに別記第6号様式又は別記第7号様式による高知県アニメ制作企業立地促進事業費補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金額が増額することが明らかになった場合
- (2) 補助事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定による申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったとき等補助事業を中止し、又は

廃止しようとするときは、あらかじめ別記第8号様式による補助事業中止等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業に係る届出)

第13条 補助事業者は、補助事業に関し次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該各号に掲げる書類を速やかに知事に提出しなければならない。

(1) 第4条第1号に該当する補助事業者が県内の事業所の取得又は賃貸借契約を締結したときにあっては、別記第9号様式による事業所取得（賃貸借契約締結）届出書

(2) 補助事業者が操業を開始したときにあっては、別記第10号様式による操業開始届出書

(年度終了実績報告書)

第14条 第4条第1号に該当する補助事業者は、各年度の9月30日時点の実績について、同日から3月以内（補助対象経費に事務所開設費を含む場合は、5月以内）に別記第11号様式による高知県アニメ制作企業立地促進事業費補助金年度終了実績報告書を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2号に該当する補助事業者は、各年度の9月30日時点の実績について、同日から30日以内に別記第12号様式による高知県アニメ制作企業立地促進事業費補助金年度終了実績報告書（以下「年度終了実績報告書」という。）を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第15条 第4条第1号に該当する補助事業者は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日時点の実績について、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して3月を経過した日又は補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日の属する会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日（補助対象経費に事務所開設費を含む場合は、知事が別に通知する日）までに、別記第13号様式による高知県アニメ制作企業立地促進事業費補助金実績報告書を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2号に該当する補助事業者は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日時点の実績について、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日の属する会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、別記第14号様式による高知県アニメ制作企業立地促進事業費補助金実績報告書を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、前2条に規定する実績報告書を受領した場合は、必要な検査（報告書等の書類の審査及び現地調査）を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第2項の規定に基づく変更交付を決定した場合にあっては、その決定した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金を交付する。この場合において、補助金交付決定額（同項の規定に基づく変更交付を決定した場合にあっては、変更交付決定額）と補助金の確定額とが相違する場合は、その旨を当該補助事業者に通ずるものとする。

2 補助事業者は、第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をし、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額したときにあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第15号様式による消費税額の額の確定に伴う報告書を知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（補助金の経理等）

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業が複数年にわたる場合にあっては、最終の補助事業が完了した日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第18条 第4条第1号に該当する補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について別記第16号様式による取得財産等管理台帳（アニメ制作企業が別に備える固定資産台帳等に当該補助金により取得し、又は効用が増加した財産である旨記載される場合はその台帳等）を備え、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合（以下この条において「取得財産等の処分」という。）は、事前に別記第17号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により知事の承認を得て取得財産等の処分をしたことに

より収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

- 4 補助事業者は、第2項の承認を得ずに取得財産等の処分をした場合は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、第2項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して取得財産等の処分を行うことを承認しようとするとき又は補助事業者が操業開始後3年以内に補助事業から撤退したときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第19条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (3) 第5条に規定する補助事業者の要件に該当しなくなったとき。ただし、特別の事情がある場合で、知事がやむを得ないと認めるときを除く。
- (4) 正当な理由がなく、第14条若しくは第15条に規定する実績報告書を提出しないとき又は第16条の規定による検査を拒んだとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。
- (6) 第10条第3項各号のいずれかに該当するとき。

- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を県に返還させるものとする。

(地位の承継)

第20条 補助事業者から合併、会社分割その他の理由により補助事業者たる地位の承継を受けた者又は補助事業者は、当該地位の承継に関して、別記第18号様式による補助事業者の地位承継に関する届出書に地位が承継されたことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第21条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第22条 補助事業又は補助事業者に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示

項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(報告及び調査)

第23条 知事は、この要綱の目的を達成するため必要があると認めるときは、アニメ制作企業に対し、事業の実施について報告を求め、又は調査を実施することができる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(執行期限等)

2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第17条から第19条まで、第22条及び第23条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 令和6年6月30日までに、第7条第1項に規定する企業指定申請書を提出した場合は、同項に規定する「補助事業の着手予定日（建物の取得又は賃借、通信回線の使用、アニメ制作に係る事業の用に供する償却資産の取得又は賃借、事業所の改修に伴う償却資産の取得、人材の募集広告、アニメ制作に係る技術の習得のための人材研修等の契約を締結しようとする日のいずれか早い日をいう。次条において同じ。）の30日前まで」及び第8条第1項に規定する「補助事業の着手予定日まで」の規定にかかわらず、補助事業の着手日については令和6年4月1日として申請することができるものとする。